香川県条例第34号

香川県職員退職手当条例及び香川県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例 (香川県職員退職手当条例の一部改正)

第1条 香川県職員退職手当条例(昭和29年香川県条例第38号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

(適用範囲)

第2条 略

- 2 職員及び地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条 の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者以外の者のうち、職 員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例の規定 により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。第 8条第2項において「勤務日数」という。)が18日(1月間の日数(香川 県の休日を定める条例(平成元年香川県条例第1号)第1条第1項各号に 掲げる日の日数は、算入しない。)が20日に満たない日数の場合にあって は、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第8条 第2項において「職員みなし日数」という。)以上ある月が引き続いて12 月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務 時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例 (第4条にあっては11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による傷病 による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除き、第4条の2 にあっては公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤 続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外 の部分を除く。)の規定を適用する。ただし、同法第22条の2第1項第1 号に掲げる職員については、この限りでない。
- 3 前項に規定する勤務日数には、香川県の休日を定める条例第1条第1項 各号に掲げる日(実際に勤務した日及び休暇を与えられた日を除く。)を 含まないものとする。

(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額) 第4条 11年以上25年未満の期間勤続して退職した者(地方公務員法第28条 (適用範囲)

第2条 略

2 職員及び地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例の規定により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例(第4条にあっては11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除き、第4条の2にあっては公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。ただし、同法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額) 第4条 11年以上25年未満の期間勤続して退職した者(地方公務員法第28条 の2第1項の規定により退職した者(職員の定年等に関する条例(昭和59年香川県条例第20号)第4条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)若しくは法令の規定に基づく任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勧奨を受けて退職した者であって任命権者が知事の承認を得たものに限る。)又は25年未満の期間勤続し、勤務公署の移転により退職した者であって任命権者が知事の承認を得たものに対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額(以下「退職日給料月額」という。)に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

 $(1)\sim(3)$ 略

2 略

(整理退職等の場合の退職手当の基本額)

- 第4条の2 法律若しくは条例による職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であって任命権者が知事の承認を得たもの、公務上の傷病若しくは死亡により退職した者又は25年以上勤続して退職した者(地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した者(職員の定年等に関する条例第4条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)若しくは法令の規定に基づく任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勧奨を受けて退職した者若しくは勤務公署の移転により退職した者であって任命権者が知事の承認を得たものに限る。)に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。
 - $(1)\sim(4)$ 略
- 2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、 死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく 退職したもの(同項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基 本額について準用する。

の2第1項の規定により退職した者(職員の定年等に関する条例(昭和59年香川県条例第20号)第4条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)又はその者の非違によることなく勧奨を受けて退職した者であって任命権者が知事の承認を得たものに限る。)又は25年未満の期間勤続し、勤務公署の移転により退職した者であって任命権者が知事の承認を得たものに対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額(以下「退職日給料月額」という。)に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5
- (3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200

2 略

(整理退職等の場合の退職手当の基本額)

- 第4条の2 法律若しくは条例による職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であって任命権者が知事の承認を得たもの、公務上の傷病又は死亡により退職した者又は25年以上勤続して退職した者(地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した者(職員の定年等に関する条例第4条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)又はその者の非違によることなく勧奨を受けて退職した者若しくは勤務公署の移転により退職した者であって任命権者が知事の承認を得たものに限る。)に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。
 - (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150
 - (2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165
 - (3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180
 - (4) 35年以上の期間については、1年につき100分の105
- 2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、 死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく 退職したもの(<u>前項</u>の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基 本額について準用する。

(勤続期間の計算)

第5条 略

2~8 略

(勤続期間の計算の特例)

- 第6条 次の各号に掲げる者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間 の計算については、当該各号に掲げる期間は、第5条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。
 - (1) 第2条第2項の規定により職員とみなされる者 その者の同項に規 定する勤務した月が引き続いて12月を超えるに至るまでのその引き続い て勤務した期間
 - (2) 前号に掲げる者以外の常時勤務に服することを要しない者のうち、 第2条第2項に規定する勤務した月が引き続いて12月を超えるに至るま での間に引き続いて職員となり、通算して12月を超える期間勤務したも の その職員となる前の引き続いて勤務した期間

2 略

(失業者の退職手当)

第8条 略

2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となった日前に職員<u>又は職員以外の者で勤務日数が職員みなし日数以上ある月が1月以上あるもの</u>(季節的業務に4<u>箇月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4箇月以内の期間を定めて雇用されていた者にあっては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。)であった者(以下この項において「職員等」という。)であったことがある者については、当該職員等であった期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であった期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除く。</u>

(勤続期間の計算)

- 第5条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。
- 2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。

3~8 略

(勤続期間の計算の特例)

第6条 職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令の規定により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が18日以上ある月が引き続いた者で、引き続いて職員となり、通算して12月を超える期間勤務したものの第5条第1項の規定による勤続期間の計算については、その職員となる前のその引き続いて勤務した期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

2 略

(失業者の退職手当)

第8条 略

2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となった日前に職員であったことがある者については、当該職員であった期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員であった期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当するすべての期間を除く。

- (1) 当該勤続期間又は当該<u>職員等</u>であった期間に係る<u>職員等</u>となった日の直前の<u>職員等</u>でなくなった日が当該<u>職員等</u>となった日前1年の期間内にないときは、当該直前の<u>職員等</u>でなくなった日前の<u>職員等</u>であった期間
- (2) 当該勤続期間に係る<u>職員等</u>となった日前に退職手当の支給を受けた ことがある職員については、当該退職手当の支給に係る退職の日以前の 職員等であった期間

3~18 略

- (1) 当該勤続期間又は当該<u>職員</u>であった期間に係る<u>職員</u>となった日の直前の<u>職員</u>でなくなった日が当該<u>職員</u>となった日前1年の期間内にないときは、当該直前の<u>職員</u>でなくなった日前の<u>職員</u>であった期間
- (2) 当該勤続期間に係る<u>職員</u>となった日前に退職手当の支給を受けたことがある職員については、当該退職手当の支給に係る退職の日以前の<u>職</u>員であった期間

3~18 略

(香川県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 香川県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成19年香川県条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

(退職手当)

第20条 略

2 前項に定めるもののほか、退職手当は、地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員のうち、常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日(特に勤務しないことが認められた日を含む。)が18日 (1月間の日数(香川県の休日を定める条例(平成元年香川県条例第1号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数)以上ある月が引き続いて6月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものに対して支給する。

3~6 略

(退職手当)

第20条 略

2 前項に定めるもののほか、退職手当は、地方公務員法第22条の2第1項 第2号に掲げる職員のうち、常時勤務を要する職員について定められてい る勤務時間以上勤務した日(特に勤務しないことが認められた日を含む。) が18日以上ある月が引き続いて6月を超えるに至った者で、その超えるに 至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているもの に対して支給する。

 $3\sim6$ 略

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の香川県職員退職手当条例第2条第2項及び第8条第2項並びに第2条の規定による改正後の香川県病院局企業職員の給与の 種類及び基準に関する条例第20条第2項の規定は、この条例の施行の日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、 同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。

(地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

3 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(令和元年香川県条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附則	附則
2 第4条の規定による改正後の香川県職員退職手当条例第2条第2項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者の同項に規定する勤務した月が引き続いて6月を超えるに至った場合には、当分の間、その者を同項の職員とみなして、香川県職員退職手当条例の規定を適用する。この場合において、その者に対する香川県職員退職手当条例第2条の4及び第4条の11の規定による退職手当の額は、同条例第2条の4から第4条の4まで及び第4条の7から第4条の11までの規定により計算した退職手当の額の100分の50に相当する額とする。	2 第4条の規定による改正後の香川県職員退職手当条例 <u>(以下「新条例」という。)</u> 第2条第2項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者の同項に規定する勤務した月が引き続いて6月を超えるに至った場合には、当分の間、その者を同項の職員とみなして、 <u>新条例</u> の規定を適用する。この場合において、その者に対する香川県職員退職手当条例第2条の4及び第4条の11の規定による退職手当の額は、同条例第2条の4から第4条の4まで及び第4条の7から第4条の11までの規定により計算した退職手当の額の100分の50に相当する額とする。